

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年9月4日(火)
会議時間 14時00分開会 14時44分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 高橋政悦
副委員長 : 奥秋康子
委 員 : 桜井崇裕、安田 薫、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹、
務課長 田本尚彦、総務課長補佐 鈴木聡、行政管理係長 川口二郎
- 6 議 件
(1) 平成30年 第6回町議会定例会の運営について
① 予定議案等(町・議会)の確認
② 一般質問の確認
③ 審議方法及び審議日程の決定
④ 会期の決定

(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件（1）平成30年第6回町議会定例会の運営について

委員長：（高橋政悦）ただいまより議会運営委員会を開催する。

本日の議件は、平成30年第6回町議会定例会の運営についての最終確認である。よろしく願います。

①予定議案等（町・議会）の確認

委員長：予定議案の確認に入る。

まずは前回、議会運営委員会開催以後の提出議案等の変更・追加・取りやめ等を確認したい。

副町長。

副町長：（金田正樹）議案の追加を1件お願いしたい。一般会計補正予算（第7号）の設定である。今定例会で第6号の補正はすでに議案送付済であるが、追加するのは現在通行止めとなっている共栄橋の工事の関係である。今設計書が出つつあり、会期最終日までには改修スケジュールや工事費が出てくる予定。早期改修に向けて補正予算を設定し事業を実施していきたい。この1件について追加をお願いする。

委員長：ただいま副町長から一般会計について追加が1件あるということで確認したが、それについて質問等はあるか。

（なしの声あり）

委員長：それでは、前回の予定議案に加えて一般会計補正予算の1件、共栄橋の改修が追加されるということで了承願う。

続いて、議会提案の変更・追加について事務局長。

佐藤局長：今のところ変更・追加等はない。

委員長：議会側としては変更・追加なしということで、前回と同様に進めていくことになる。よろしいか。（よろしいとの声あり）

②一般質問の確認

委員長：それでは、一般質問の確認に入る。

一般質問は7名11項目の通告があった。そのうち答弁書の提出を希望する議員は通告のあった全議員である。若干休憩を取って通告内容の確認をしていただきたい。休憩する。

【休憩 14:03】

【再開 14:08】

委員長：再開する。

ただいま通告内容を確認していただいたが、議長から特に何かあるか。

加来議長：1点だけ、最初の桜井議員と原議員の森林に関する質問が似ていると誤解されるかもしれないが、受付時に確認したところ桜井議員は森林環境税について今後の町の取り組みということで受け付けをしている。原紀夫議員については民有林それぞれ（個別）について、防風林などの管理について詳細を聞きたいということなので、違う内容であると両人にも確認している。

委員長：内容を確認して委員の皆さんから何かあれば受けたい。

奥秋委員：桜井議員の（5）は理解ができない。ご本人が森林組合の役員をされていながら、町に対して森林組合の役割は何かというような聞き方をされており理解に苦しむ。これは町に対して聞いているが、意図が理解できない。受付にはなっているがどうなのかなど。

加来議長：受付段階ではそこまで確認していないが、町と森林組合という林業の中での役割分担を質問するということで、利益相反になるような質問ではないということで受付をした。

委員長：議長からは、個人の立場で聞いている話ではないと理解していただきたいということ。

桜井委員：森林譲与税に関して森林組合の果たすべき役割の確認である。全般的な森林組合の役割ということではない。

委員長：そのほか何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：チラシ折込により住民に周知することから、日程等の割り振りをしたいが、7名ということで初日の18日(火)に4名、21日(金)に3名という割り振りで行いたいと思うが、それでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのような割り振りで行う。

③審議方法及び審議日程の決定について

委員長：配付されている付議予定議件により審議月日等を順に確認・決定していきたい。

事務局から説明をお願いします。

佐藤局長：付議予定議件に基づき審議方法・日程を説明させていただく。基本的には前回の議会運営委員会から変更はない。

議案第59号・60号・61号は新設条例と新設条例に関係した改正条例で初日の9月11日に所管の厚生文教常任委員会に付託する。

議案第62号については、最終日9月28日の本会議で審議する。

議案第63号については、補正予算に絡んだ条例の一部改正で、初日9月11日の本会議で審議。補正予算4件は、初日9月11日の本会議で審議する。

決算6件は、9月25・26日の2日間の日程で、本会議において決算認定の審議を行う。

その他の部分で行政報告、それから報告議案の2件については初日9月11日の本会議で報告する。

人事案件の3件は教育長と教育委員の任命であるが、これについては最終日9月28日の本会議で審議する。

損害賠償の額の決定及び和解は補正予算に絡んだ議案なので、初日9月11日の本会議で審議する。

議会関係であるが、一般質問についてはただいま割り振りを決めていただいたが、9月18日と21日の2日間で、18日が4名、21日が3名という割り振りで一般質問を行う。

請願審査の報告は継続審査となっていた請願の審査報告であるが、初日11日の本会議で報告する。

北海道町村議会議長会から要請があった意見書は最終日9月28日の本会議で審議を予定している。

請願は新たに1件受理しているが、初日の9月11日に所管の厚生文教常任委員会に付託する。

所管事務調査の報告はいつもどおり初日の本会議で報告する。

所管事務調査の申し出は最終日9月28日の本会議で申し出る。議員派遣についても最終日9月28日の本会議で決定をしていただく。

最後のページであるが、会期中に提出が予定されるものとして、先ほど副町長から説明があったが、一般会計の補正予算が追加で提案されるということで、これについては最終日に審議を予定している。

議会側については委員会の審査が結審した場合、新設条例等の審査報告、それから請願の審査報告が行われる予定。

それから意見書の提出を求める請願があるので、請願が採択になれば意見書の提案も予定されている。

委員長：ただいま審議日程等の説明があった。これについて質問・意見等があれば受けたい。

(なしの声あり)

委員長：では、このような日程で決定したい。

次に審議方法であるが、各会計の決算認定については例年どおり本会議で審議することになっている。進め方を確認するが、一般会計歳入は款ごと、一般会計歳出は項ごと、特別会計と企業会計は会計ごとに質疑を行うということによろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのように行う。

質疑回数を3回までとする規定を適用しないで回数制限は行わず、質疑の方法も初回から一問一答方式で行っていいか確認したい。それでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのようにする。

説明員についてであるが、質疑内容によっては課長職以外の職員が出席して答弁することがあるということで前回説明を受けているが、そのような形でよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのような形にする。

次に、教育委員会教育長の任命について採決方法の確認であるが、特別職の副町長と教育長の選任はホームページ等で賛否の公表を行っており、町民への説明責任を果たすことを考慮して、平成28年3月の副町長の選任から起立採決に変更している。起立採決でよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのような方法にする。

続いて、全員協議会の開催予定の確認であるが、執行側から教育長の任命説明で開催申出があり、議会側においても意見書の協議、議会費の説明等のため開催する必要があり、9月21日の本会議終了後（一般質問終了後）に開催が予定されているが、これについて何か質問はあるか。

(なしの声あり)

委員長：執行側に確認であるが、教育長等の任命の説明はどの程度までするつもりか。

副町長：まだ町長と詳しい打ち合わせはしていないが、過去で言えば任命予定者の経歴とかその程度になると思う。

委員長：人事案件について町長が新聞報道前に一部議員に電話をした。それが全議員ではなく7名か8名か定かではないけれども一部の議員だけだったということ。教育長人事なので本来であれば新しい教育長の所信表明をもって判断材料にするということも、教育委員会の制度が変わったときに、そういう方針もあるだろうということで、そういう機会を設けるべきだという見解も、国のほうから出されている文書もあることから、全員協議会なのか本会議なのかわからないけれども、教育長の所信表明をやるべきなのかという話も出ている。なぜ町長が一部議員にしか電話をしなかったのか。そういうことも含めて全員協議会で説明願いたいという話が出ているが、その辺についてはどう考えるか。

副町長：町長が7～8名に電話をしたのではないかという話は、私どもは押さえていない。所信表明は今までもやっていないし、前回においても協議していない。

委員長：これについて、各委員の皆さんに判断していただきたいところであるが、今回、教育畑の出身でもなく、教育委員は長くやられていた方だけでも行政職員でもなく、新聞に出ていたとおり民間からで、できれば町民が納得するような所信表明を受けて議員が判断する形がいい気もするが、執行側が必要ないというのであればそれはそれで構わない。議会運営委員会としてどのような形を取るべきか協議していただきたい。

西山委員：確認したいが、町長が議員に電話をしたということは確かなのか。

委員長：私が聞いた限りでは確かである。

西山委員：7～8人のうちに私の名前が入っているかもしれないけれども、うちには来ていない。それはおかしい。

委員長：誰のところに電話がきたというのはここでは言わないが、電話がきたという話を受けている。私のところにはきていないが、そういうことがあったということで、一部議員からは本会議で「段取りが悪い」と言うべきかと聞かれた。議会運営委員会としては本会議の人事案件でガタガタしたくない。全員協議会を開催するということなので、そこで話ができると思って少し安心したが、教育長が辞めるにあたって「こういう理由で辞めます」という説明があつて初めて次の人事の人事があるのが筋だと言われている方もいる。伊藤教育長については身体のこともあると聞いているが。

加来議長：議会運営委員会は会議の進め方について議論する場である。その上で議件の内容などを確認することは結構であるが、議件に対する賛否は本会議で堂々とやればよいことであり、人事案件だから言いづらいとか、反対できないとか、そういうことは議会としておかしいことであつて、大いに本会議でやっていただきたいということが第一前提。

これまでの経緯を説明すると、昔の町長の中には、二十何人も議員がいたので一人ひとりまわってお願ひしていたこともあった。高薄町長の時から一人ひとりを回るより全員に話をしたいので協議会を開いてくれないかという申し出を受けて、それからこのような形を今まで取ってきた。阿部町長になってから初めての人事案件であり、新聞に出る前に申し入れはなく、21日に経緯を説明する全員協議会を開いてほしいという申し入れが文書であった。そういう経緯である。

桜井委員：新しく特別職が選任された場合、執行方針というか、議会でそういう報告はあるのか。

加来議長：ない。予算審議の時以外の町政執行方針と教育行政執行方針は、途中で特別職が代わったとしてもない。町長選挙後はあるが。

桜井委員：採決の前に先ほど言われた執行方針（所信表明）はありえないことはわかった。

委員長：休憩する。

【休憩 14：28】

【再開 14：41】

委員長：再開する。

全員協議会の開催について教育長等の任命説明がメインとなるが、次期教育長になられる方について詳しい説明をしていただくため、21日に全員協議会に臨むということによろしいか。

（よろしいとの声あり）

委員長：そのほか委員の皆様から全員協議会について何かあるか。

（なしの声あり）

④会期の決定

委員長：会期の決定に移る。

9月11日火曜日から9月28日金曜日までの18日間ということによろしいか。

（よろしいとの声あり）

委員長：では、そのように決定する。

ここで、執行側の皆さんに退席していただく。

休憩する。

【休憩 14：43】

【再開 14：43】

委員長：再開する。

議件(2)その他

委員長：委員の皆さんから、その他で何かあるか。

（なしの声あり）

委員長：事務局から何かあるか。

佐藤局長：特にないが、今後の予定として議会報告会の各委員会の調査・検討内容、それから最終的な報告書の案はまだできていないが、できた段階で議会運営委員会を開催したいと思っており、できれば9月定例会中に開きたいと思っている。

委員長：まとめが終了できれば会期中に運営委員会が招集されるということをご承知おき願いたい。

運営委員会を閉じてよろしいか。

（よろしいとの声あり）

委員長：以上で議会運営委員会を終了する。午前中の通告に引き続きご苦勞様でした。

【終了 14：44】